

Japan Tax Update

September 2008, Issue 41

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界150か国に146,000人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約550人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

このニュースレターは、概略的な内容を紹介する目的で作成しており、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの担当者にお問い合わせください。

海外子会社からの配当の非課税制度の導入について

現在2009年度税制改正の主要項目の一つとして、日本企業の海外子会社等が稼得し、海外に留保している利益・資金の国内還流を促す税制(海外子会社からの配当にかかる益金不算入制度)の創設が検討されています。

2008年8月17日付の日本経済新聞の記事および8月22日付の経済産業省による「我が国企業の海外利益の資金還流について～海外子会社からの配当についての益金不算入制度導入に向けて～」の発表により、この税制改正の動きは日本のみならず海外においても強い関心が寄せられています。この改正が実現すれば、海外にグループ会社を多く有する企業にとって大きな影響を与えるものと考えられます。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

背景

近年、わが国の企業の海外生産比率が3割に達するとともに、海外子会社の利益が2001年から2006年までの5年間で4倍超にまで大幅に増加しています。一方で、海外グループ会社からの配当は1.6倍までにしか増加しておらず、海外子会社で毎年多額の利益が内部留保されていると考えられます。これら海外子会社等で約17兆円強(2006年度残高)あるいは孫会社以下のグループ企業も加えればその数倍にも達するとも言われている巨額の留保利益を、わが国での追加の税負担なく日本に還流させ、国内での設備投資や研究開発投資の活発化、ひいては日本経済の活発化に資することを意図して税制改正が検討されています。

現行制度および実情

現行では、海外子会社等から配当等を受け取った場合、親会社の所得に算入するとともに、相手国で課税を受けた額についてわが国での二重課税を排除する措置として、いわゆる外国税額控除制度が採用されています。一般に、国際的な二重課税を排除する方法として、上述した外国税額控除方式のほかに、国外所得免除方式があり、現在OECD加盟国30カ国のうち、21カ国が国外所得免除方式を採用しています。代表例であるオランダのいわゆる資本参加免税は、日本企業においてもオランダ持株会社において活用されています。

日本における外国税額控除制度は、所得の種類や国別に個々に計算するのではなく、一括して控除限度額が計算される仕組みとなっています(一括限度額方式)。このため、たとえば低税率の所得について生じた控除限度額の余裕部分を用いて、日本の税率よりも高い税率で課税される税額のうち日本の税率を超過している税額分について控除することができます。このことは「彼我流用」や「Mixing (Blending)」と呼ばれ、日本の外国税額控除制度の特色のひとつとなっています。

一方で、わが国の法人税率は諸外国と比較し極めて高い水準にあることから、現行制度下では海外子会社等で稼得した利益を日本に配当として還流させた場合の日本での追加の税負担を避けるために、多くの日本企業が海外持株会社を持つなどにより、所得を海外に留保するケースが多く見受けられます。

税制改正案—海外子会社からの配当にかかる益金不算入制度の創設(恒久措置)

現在、経済産業省から出されている要望では、おおむね次のような制度となっております。なお、本制度導入に伴い、直接外国税額控除制度の見直しも行うこととされています。

対象税目	法人所得税(法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税)
対象所得	海外子会社からの配当 (注)海外支店利益、投資所得(利子・使用料)、キャピタルゲインは対象外
適用対象会社	株式出資比率25%以上の海外子会社であり、かつ、株式の最低保有期間が6ヶ月
益金不算入割合	受取配当額の一定割合(たとえば95%)、あるいは受取配当額から実際に生じた費用(たとえば負債利子)の控除した額
源泉税	益金不算入扱いとする場合には、配当にかかる源泉税は直接外国税額控除の対象外、損金不算入の適用もなし
租税回避行為防止措置	本制度導入に伴い、強化が必要となった場合においては、適切かつ必要最小限に租税回避行為防止措置(タックスヘイブン対策税制・移転価格税制)を講ずる。
その他	外国税額控除制度における繰越超過税額・控除余裕額の取扱い等経過措置の手当、間接税額控除制度の廃止、等。

税制改正による影響・効果

税制改正によって、海外グループ会社からの配当による資金移動についての経営の自由度は増すと考えられますが、このことが実際に資金還流をどう促進するか、還流資金がどのように使用されるか、日本企業による租税負担軽減のための海外移転を防止することになるのかどうか等の点については必ずしも明確ではありません。さらに国外配当所得免除方式に移行することにより、これまで海外子会社等からの配当について生じていた外国税額は外国税額控除制度の枠外となり、上述した「彼我流用」が制限がされ、追加の租税負担が生じる可能性があります。一方で、現行の外国税額控除制度を活用できないために海外で多額の所得を留保し、国内での外部借入や資本市場

調達に頼っていた会社にとって、この制度は大きな恩恵を直接もたらすものと考えられます。いずれにしても改正案では外国税額控除制度等の見直しについて詳細が定まっていないことから、企業にとってプラスに作用するか、租税負担としてはむしろマイナスの結果になるのかは、各企業グループが置かれている状況により相違するものと考えられます。

2009 年度税制改正の主要項目とされているこの改正案は、これまでのわが国の国際税制の中で、非常に大きな意味を有するものと考えられます。また、その実現可能性も高いものと考えられますが、今後の政局の動向等により変動する可能性もあるため、予断を許さないと思われます。海外への事業展開を図る日本企業においては、国外源泉所得の内容・配当方針・外国税額控除の適用状況等、その置かれている状況に応じ、現地での送金手続きの手間・配当のための法的手続き・為替リスク等をも踏まえて、慎重な分析と効率的な租税負担のマネジメントを早い段階から検討する必要があると考えられます。

上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせ下さい。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号
霞が関ビル 15 階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	加藤雅規	03-5251-2536	masanori.kato@jp.pwc.com
	林幹	03-5251-2877	kan.hayashi@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	品川克己	03-5251-2035	katsumi.shinagawa@jp.pwc.com
マネージャー	山下信子	03-5251-2763	nobuko.yamashita@jp.pwc.com